整理番号 水道 - 規申 - 1

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	水道局総務部総務課 (06-6616-5400)
処分課(担当)名	水道局各課・所・場等
処分の名称	大阪市水道局庁内等における行為許可申請
概 要	大阪市水道局庁内管理規程では、庁内等において許可を要する行為を定め、その行為をしようとする者に ついては、庁内管理者等の許可を受けなければならないとしています。
根拠法令等 及び条項	大阪市水道局庁内管理規程(昭和62年大阪市水道事業管理規程第1号)第6条第1項及び第3項(http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	 庁内等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁内管理者等の許可を受けなければならない。 (1)物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為 (2)印刷物その他の文書、図画の配布 (3)ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出ポスターの表示又は掲出は、本市が行う事業等に関するもので、本市所定の掲示板に掲出されるもの及び水道局各課長等が許可し、かつ指定された場所で掲出されるものに限ります。はり紙の表示又は掲出は、会議等案内目的のもので、水道局各課長等の許可があるものに限ります。 (4)テントその他の施設、工作物の設置本市主催の行事等で指定された期間内に限り設置されるもの及び本市が行う工事、作業等のために設置されるものに限ります。 (5)集会の開催又は集団による立入り本市主催の行事、庁内見学等で事前に許可されたもの及び本市が行う工事等による立入りに限ります。 (6)門扉閉鎖後又は土曜日、日曜日、休日における立入り事前に水道局各課長の許可を得たものに限ります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 (7)前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で庁舎管理者が定めるもの前各号に掲げる行為以外の行為についても、指定された場所、期間内に限り許可することがあります。
 標準処理期間	即日~5日
経由日数	なし
提出先	庁舎を管理する水道局各課等
提出時期	随時
提出方法	各庁舎及び要件により申請方法が異なりますので、相談窓口又は庁舎を管理する各課等へお問い合わせく ださい。
手数料	なし
相談窓口	水道局総務部総務課(06-6616-5400)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000018482.html
備考	

<根拠法令等及び条項>

〇 水道局庁内管理規程

(許可を要する行為)

- 第6条 庁内等において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、庁内管理者等の許可 を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為
 - (2) 印刷物その他の文書、図画の配布
 - (3) ポスター、はり紙、看板、旗、幕その他これらに類するものの表示又は掲出
 - (4) テントその他の施設、工作物の設置
 - (5) 集会の開催又は集団による立入り
 - (6) 門扉閉鎖後又は土曜日、日曜日、休日における立入り
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、庁内管理者等が、庁内等の管理上支障を及ぼすおそれがあると認める行為
- 2 (省略)
- 3 庁内管理者等は、前2項の許可に、庁内等の管理上必要な範囲内で条件を付すことが できる。